四十五　所長設置加算　当該施設等において、運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている所長を配置する場合に加算されるものをいう。

四十六　休日保育加算　当該施設等（休日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。）を含めて、年間を通じて開所する施設等として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から確認を受けたものに限る。）において、休日保育を実施する場合に、当該休日保育の年間延べ利用数の規模に応じて加算されるものをいう。

四十七　夜間保育加算　当該施設等（夜間に保育を行う施設等として市町村から確認を受けたものに限る。）が夜間に保育を実施している場合に、加算されるものをいう。

四十八　都市部　当該地域における人口密度が一平方キロメートル当たり千人以上の地域をいう。

四十九　標準部　都市部以外の地域をいう。

五十　減価償却費加算　次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。

区分	地域
A地域	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B地域	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C地域	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D地域	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

五十一　賃借料加算　次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。

区分	地域
a地域	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
b地域	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
c地域	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県
d地域	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

五十二　分園　児童福祉法第三十五条第四項の規定により保育所の設置認可を受けている者が、当該保育所と同等の機能を有するものとして設置するもの等をいう。

五十三　主任保育士専任加算　当該施設等において、事業の取組状況に応じて主任保育士を保育計画の立案並びに保護者からの育児相談及び地域の子育て支援活動に専任することができるよう、代替保育士を配置する場合に加算されるものをいう。

五十四　事務職員雇上費加算　一時預かり事業等のうちいずれかの事業を行う当該施設等において、事務職員を配置する場合に、加算されるものをいう。

五十五　入所児童処遇特別加算　当該施設等において、高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して支給認定子どもの処遇の向上を図り、かつ、一時預かり事業等の複数事業を行う場合に加算されるものをいう。

五十六　学級編制調整加配加算　当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十六人以上三百人以下の場合であって、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

五十七　認可施設　幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園の認可を受けている施設をいう。

五十八　機能部分　認定こども園において、認可施設以外の部分をいう。

五十九　資格保有者加算　当該施設等における家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。

六十　家庭的保育補助者加算　当該施設等において、当該施設等を利用する支給認定子どもの数に応じて家庭的保育補助者（家庭的保育事業等設備運営基準第二十三条第三項に規定する家庭的保育補助者をいう。）を配置する場合に加算されるものをいう。

六十一　家庭的保育支援加算　当該施設等が家庭的保育支援者（家庭的保育事業の支援に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受け、家庭的保育者若しくは家庭的保育補助者に対し指導及び支援を行う者をいう。）又は連携施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第四十二条第一項に規定する連携施設をいう。）から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

六十二　障害児保育加算　当該施設等において、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児を受け入れ、かつ、障害児数に応じた職員を加配する場合に加算されるものをいう。

六十三　管理者設置加算　当該施設等において、運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている管理者を配置する場合に加算されるものをいう。

六十四　保育士比率向上加算　B型又は小規模型事業所内保育事業B型において、配置基準上求められる保育者数（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条第二項に規定する保育従事者の数をいう。）の四分の三以上の保育士を常に配置する場合に加算されるものをいう。

六十五　連携施設加算　居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育連携施設（特定教育・保育施設等運営基準第四十二条第二項に規定する居宅訪問型保育連携施設をいう。）を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

（特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第二条　法第二十七条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二に規定するものとする。

（特別利用保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第三条　法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二における保育所の表中二号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第二に定めた額から四千五百円を減じた額、ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもにおける基本分単価については、別表第二に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

（特別利用教育に要する費用の額の算定に関する基準）

第四条　法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二における幼稚園の表中一号に規定するものとする。

（特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第五条　法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。

（特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第六条　法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一　家庭的保育事業　別表第三における家庭的保育事業の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

二　小規模保育事業　次のイからハまでに掲げるものとする。

イ　A型　別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる支給認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる支給認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる支給認定子どもを除く。以下この条及